



福島県内では、火災が相次ぎ住宅火災が多発しており、多くの方が犠牲になっております。
火災による逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

平成23年6月1日から**すべての住宅**で**住宅用火災警報器**の**設置が義務化**されています！

「まさか！」の火事。 住宅用火災警報器 で助かる命があります！！

どこの家庭でも起こりうることです。万が一の時でも、火災警報器があればいち早く火災を知らせてくれます。

住宅火災100件あたりの死者数
(平成27年～平成29年)

火災警報器
設置なし 11.4人

火災警報器
設置あり 6.5人

(総務省消防庁データ)

約4割減



平成30年に福島市で発生した建物火災での奏功事例

- ① 一般住宅の1階で発生した事例では、ゴミ箱に捨てたたばこが燃って多量の煙が発生し、住宅用火災警報器が作動。就寝中の家人が警報音に気づき早期に発見、出火前に消火することができました。
- ② 共同住宅で発生した事例では、家人留守中に台所で火災が発生しましたが、住宅用火災警報器の警報音に付近住民が気づき、119番に通報。被害を最小限にとどめることができました。

いずれも住宅用火災警報器を設置していたことで、早期に異常を発見したため、人命を失われ
ポイント! たり大事に至ることなく済みました。



取り付けていてよかった！！
点検方法は裏面で

取り付ける場所は？

◎取り付けなければならない場所

義務

- ・寝室
- ・寝室が2、3階にある場合は階段の天井

○取り付けることが望ましい場所

推奨

- ・台所、居室





住宅用火災警報器が設置済みのお宅では
定期的に**住宅用火災警報器**の
作動確認をし、実際に**音を聞きましょう**

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします



ボタンを押す

または

ひもを引く

正常な場合

正常を知らせるメッセージ
または火災警報音が鳴ります。

音が鳴らない場合

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。それでも鳴らない場合は「電池切れ」か「機器の故障」です。

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

設置時期を調べる
には??



住宅用火災警報器を設置したときに
記入した「設置年月」、または、本
体に記載されている「製造年」を確
認してください。

※10年経っていなくても、故障など
の場合は交換が必要です。上記の手順
で、作動確認をしてください。



住宅用火災警報器 交換のおすすめ

**10年たったら、
とりカエル。**

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、お近くの消防機関をお願いします。

福島市消防本部予防課 024-534-9103

福島消防署 024-534-9105 飯坂消防署 024-542-2986 福島南消防署 024-547-3119

清水分署 024-557-5415 東出張所 024-553-7796 信夫分署 024-593-1900

西出張所 024-591-4628 杉妻出張所 024-546-2910